

長野原中央商工協同組合商品券 払戻しのお知らせ

この度、長野原中央商工協同組合では、令和8年6月30日をもって、本協同組合商品券（前払式支払手段）の利用を終了したため、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用残高の払戻しを次のとおり実施しますので、期間内にお申し出ください。

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

（長野原中央商工協同組合）長野原町共通商品券【500円券及び1,000円券】



払戻しの申出期間

令和8年7月1日から令和8年9月30日まで

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

申し出・払戻し方法

長野原中央商工協同組合事務局窓口にお越しいただきお申し出ください。商品券と引き換えに後日全額を現金で返金いたします。

※来所による申出を原則としますが、来所が出来ない旨を申出された申出者に対しては郵送による払戻し申出書と商品券を受領することで、指定銀行口座への振込でも対応します。尚、郵送での申出期限は申出期間内必着を有効とします。

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号及び問い合わせ先

長野原中央商工協同組合（長野原町商工会館内）

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 37-2 電話 0279-82-2208